政令第百七十六号

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令

内閣は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第十六条、第三十一条（同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）、第三十一条の六第七項及び第三十二条第七項の規定に基づき、この政令を制定する。

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第六号中「三十二万円」を「三十三万円」に改める。

第八条第四項中「一・五パーセント」を「一パーセント」に改める。

第二十七条第三項中「百分の二十」を「百分の六十」に、「十万円」を「二十万円」に改め、同条第四項中「四千円」を「一万二千円」に改める。

第二十八条第一項中「二年」を「一年」に改め、同条第四項中「二十四月」を「三十六月」に改める。

第三十一条の五中「第三十一条の六第七項」を「第三十一条の六第六項」に改め、同条第六号中「三十二万円」を「三十三万円」に改める。

第三十一条の六第四項中「一・五パーセント」を「一パーセント」に改める。

第三十六条第六号中「三十二万円」を「三十三万円」に改める。

第三十七条第四項中「一・五パーセント」を「一パーセント」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（以下「新令」という。）第八条第四項、第三十一条の六第四項及び第三十七条第四項の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法（以下「法」という。）第十六条に規定する母子福祉資金貸付金、法第三十一条の六第六項に規定する父子福祉資金貸付金及び法第三十二条第六項に規定する寡婦福祉資金貸付金の貸付けについて適用し、施行日前の申請に係る当該母子福祉資金貸付金、当該父子福祉資金貸付金及び当該寡婦福祉資金貸付金の貸付けについては、なお従前の例による。

3　新令第二十七条第三項及び第四項（これらの規定を新令第三十一条の九第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に修了した新令第二十七条第一項（新令第三十一条の九第二項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する教育訓練に係る法第三十一条第一号に規定する母子家庭自立支援教育訓練給付金及び法第三十一条の十において読み替えて準用する同号に規定する父子家庭自立支援教育訓練給付金について適用し、施行日前に修了した当該教育訓練に係る当該母子家庭自立支援教育訓練給付金及び当該父子家庭自立支援教育訓練給付金については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百七十七号

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）第五条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令（平成十七年政令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「平成二十七年四月」を「平成二十八年四月」に、「四万八百四十円」を「四万千百六十円」に、「五万千五十円」を「五万千四百五十円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十八年三月以前の月分の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百七十八号

戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）第八条の三第二項第五号の規定に基づき、この政令を制定する。

戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定に関する政令（平成二十年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

本則中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改める。

附　則

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎